

議第 6 号

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長専決処分事項の指定について

上記の議案を地方自治法第 109 条第 6 項及び京丹後市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長 中 野 勝 友 様

令和 6 年 10 月 4 日提出

提出者 京丹後市議会 議会運営委員会委員長 谷 津 伸 幸

提案理由

京丹後市議会の権限に属する事項のうち、議会の委任による市長の専決処分事項の指定について、訴えの提起等に関して市営住宅に係る家賃支払い以外も対象にするとともに、議決を経た契約の変更に係る金額が軽微なものについての変更契約を締結することを追加指定するものである。

(別記)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分にすることができる事項を次のとおり指定する。

- (1) 1件の額が50万円(自動車交通事故の場合は、200万円)以下のもので、法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (2) 市営住宅、特定公共賃貸住宅及び丹後定住促進住宅に係る家賃等の支払い又は明渡しの請求に応じない者に対する訴えの提起、和解又は調停に関すること。
- (3) 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市税以外の収入金(以下「市税外収入金」という。)のうち滞納処分ができない市税外収入金について、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第383条の規定による支払督促の申立てにより履行を請求する場合で、同法第395条の規定により督促異議の申立てが訴えの提起とみなされるときに当該訴訟の提起及び和解に関すること。
- (4) 議会の議決を経た契約の変更に係る金額が議会の議決を経た当初請負金額の10分の1の金額(その金額が1,500万円以下に限る。)以下の変更契約を締結すること。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項(平成21年京丹後市議会告示第1号)は、廃止する。